

妊娠の期間等に関する報告書

令和3年6月29日
法務省民事局参事官室

令和3年5月18日に東京都立墨東病院産婦人科部長である久具宏司医学博士から、妊娠の期間等に関する医学的知見について教示いただいたところ、その概要は以下のとおりである（久具先生の経歴は別添のとおり）。

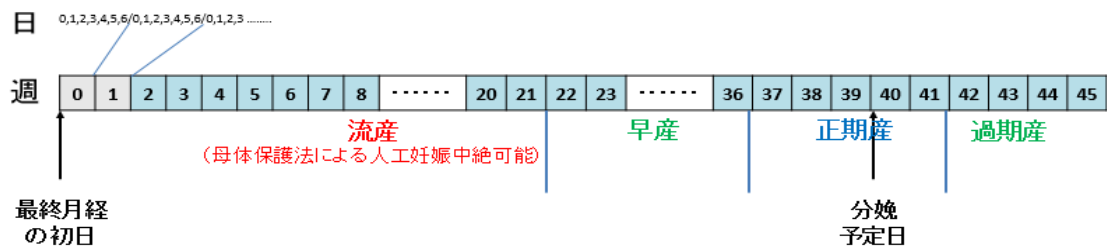
第1 妊娠齢

1 （妊娠当初の）妊娠齢

- 妊娠齢とは、「妊娠週数」で表す妊娠期間をいい、最終月経の初日を0週0日とし、これに280日を加えた日（妊娠40週0日）が分娩予定日とされる。

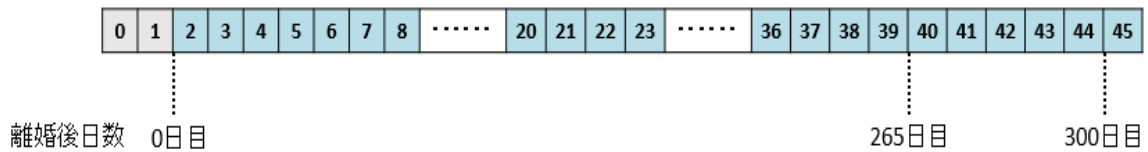
月経周期には個人差があるところ、最終月経の初日を起算日として定まる妊娠当初の妊娠齢においては、平均的な月経周期を有する女性を基準とし、妊娠2週0日を受精が成立した日と推定するものとしている。そのため、妊娠齢には、約2週間の妊娠していない（受精が成立していない）期間を含んでいる。

妊娠齢



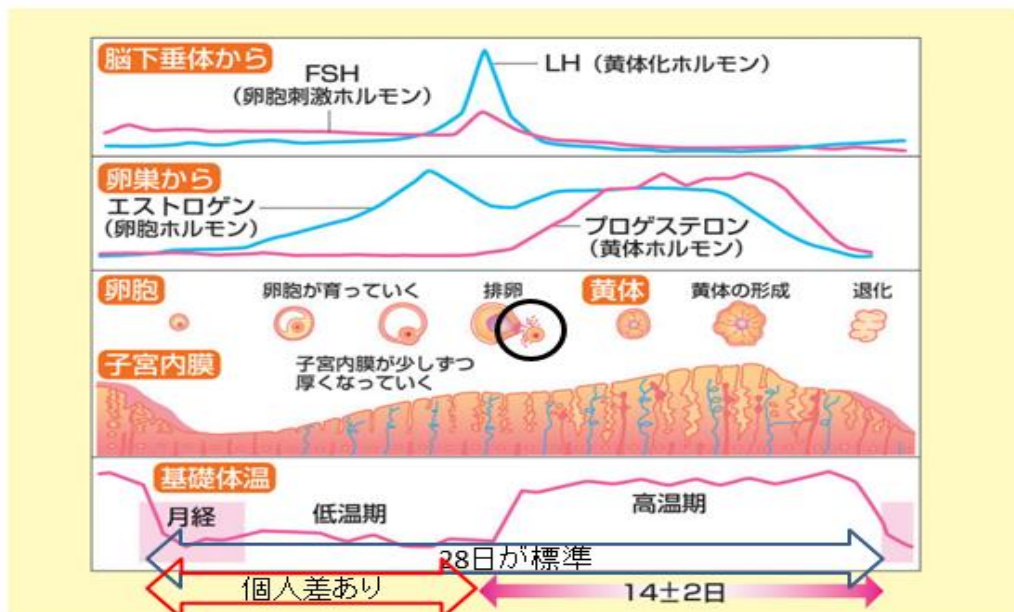
- 受精が成立した日（妊娠2週0日）と推定される日を離婚成立の前日と想定した場合、離婚成立の日から265日目（妊娠40週0日）が分娩予定日となり、離婚成立の日から300日目は妊娠45週0日となる。

離婚成立の前日に受精したとする場合(離婚成立日が妊娠2週1日)



- なお、月経周期は28日が標準であるが、排卵から次の月経の開始までは、 14 ± 2 日で個人差はほぼなく、個人差が大きいのは月経の開始から排卵までの期間である。

月経周期と体内の変化

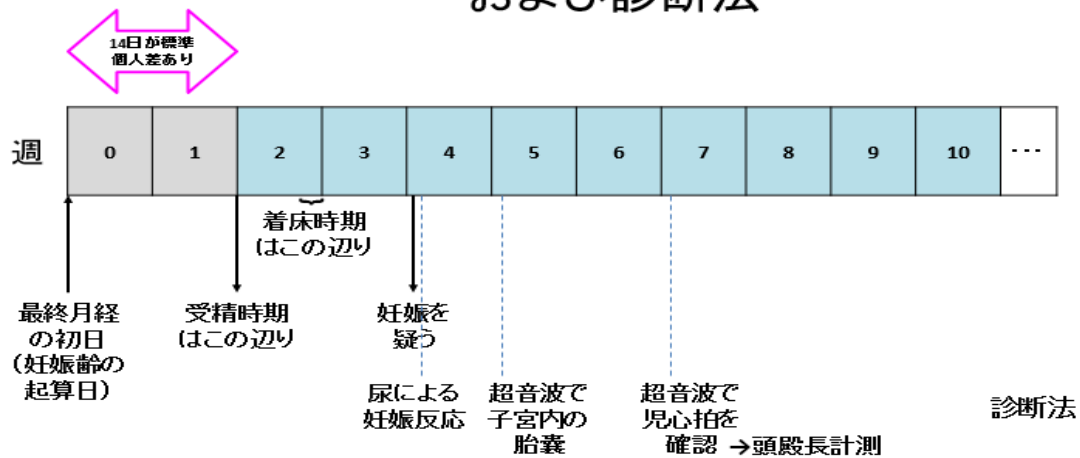


(日本産婦人科医学会より)

- 性交渉から出産までの大まかな流れは、性交渉⇒排卵⇒受精⇒着床⇒出生となる。

一般に月経が来ないことにより妊娠を疑うこととなり、その直前の月経、すなわち、最終月経の初日を妊娠齢の起算日として、分娩予定日を定めることとなる。

妊娠初期と妊娠の成立時期、 および診断法



2 頭殿長（CRL）に基づく妊娠齢の修正

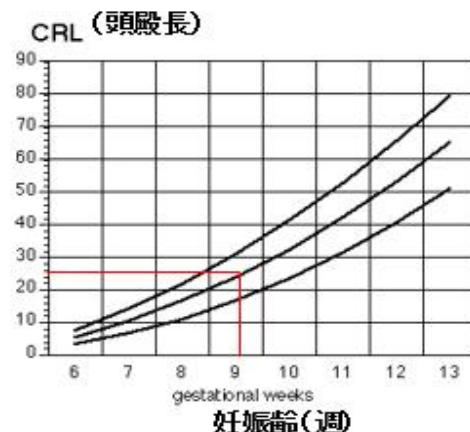
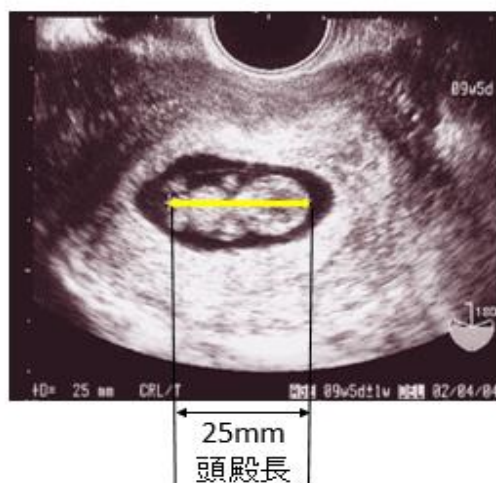
- 月経周期には個人差がある上、1930年代以前は、膣の内診、腹部の触診・計測や胎動覚知の時期、児心音の聴診から妊娠齢を推定しており、当時の妊娠齢は不正確な面があった。

- 医療技術の発展に伴い、実地臨床においては、胎児発育の個体差が小さい妊娠初期（通常は妊娠8週～10週）に、超音波診断により胎児の大きさ（頭殿長）を計測し、その計測値により妊娠齢を修正することが多くの場合に行われるようになった。

注) 上記の超音波診断による妊娠齢の修正が行われるようになったのは1980年代半ばであり、全国のすべての産婦人科施設に浸透したのは2000年頃と推定される。

- 上記の過程を経て診断時点の妊娠齢が決定され、その計算による「妊娠40週0日」に相当する日が出産予定日となる。

超音波診断による頭殿長の計測値により妊娠齢を修正した場合でも、受精が成立したと推定される日は「妊娠2週0日」であり、妊娠齢の初日から受精が成立したと推定される日までの期間を14日間としている点に変わりはない。



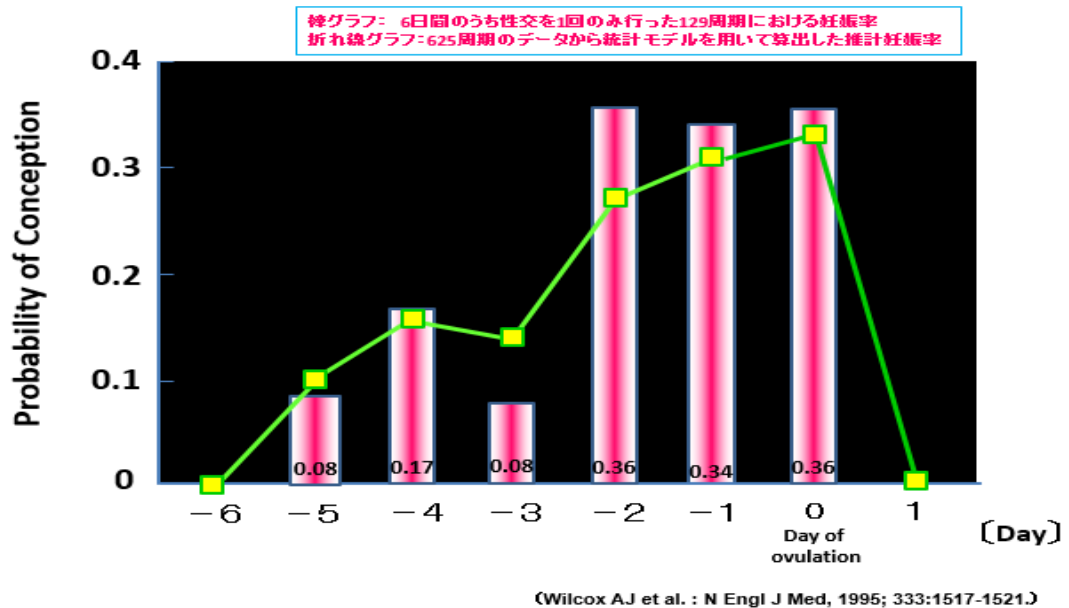
3 妊娠齢を定める際の問題点

- 全国の産婦人科医の超音波診断の技量は一様ではなく、個人差が大きい。
- 超音波診断装置に内蔵された胎児頭殿長から妊娠齢を表示する装置は、機種による差があり、表示される妊娠齢は一様でない。
- 妊娠初期に産婦人科を受診しない妊婦も少なくない。妊娠中期以降に初めて産婦人科を受診した場合でも、何らかの手段で妊娠齢を決定するが、正確度は低い（陣痛が始まり出産に至って初めて病院に担ぎ込まれる、またはそのまま自宅で出産する例もある）。

第2 妊娠齢と「父親は誰か」ということ

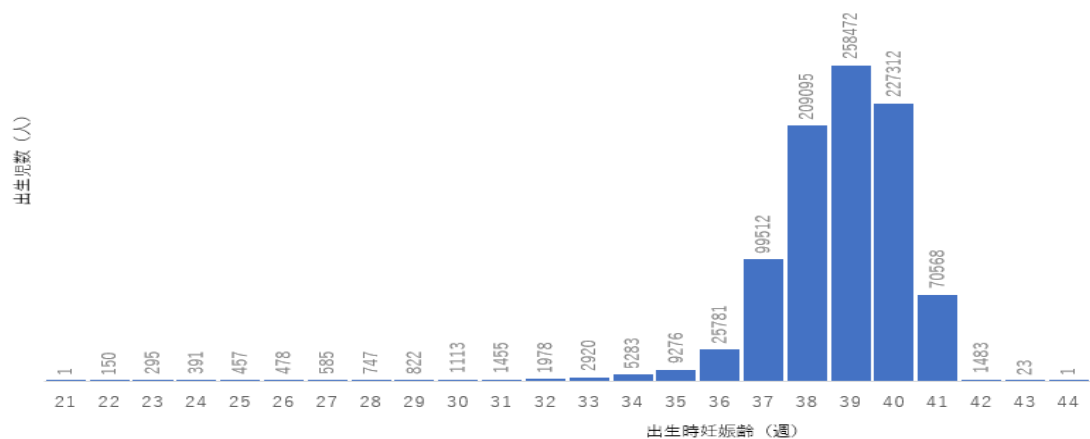
- 推定される受精日とは、あくまでも「推定」であり、根拠は希薄である。
- 排卵してから受精が成立するまでの時間は長くはない。なぜなら、排卵後の卵子の受精能は長くはない（日ではなく時間の単位）からである。
- 着床は受精の数日後（5日前後）であり、個体差は大きくはない。
- 「受精」は「性交日」を意味するものではない。
精子は、子宮内で数日間受精能を有していることからすると、排卵の数日前の性交渉でも妊娠の可能性がある。
なお、論文（下図の出典参照）によれば、排卵日（Day of ovulation）の5日前から当日までの性交渉では妊娠可能性があったことが示されている。

排卵日近辺の性交日別妊娠確率



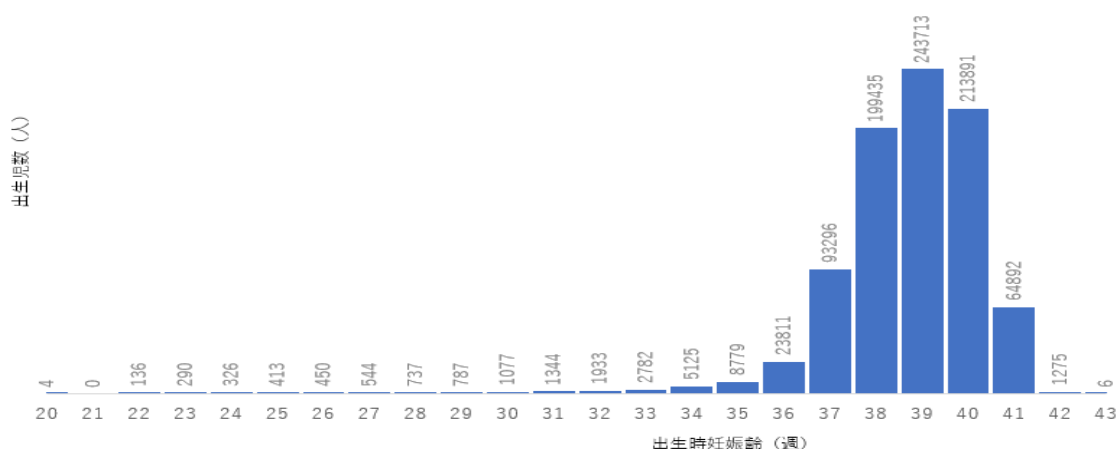
第3 分娩週数と出生数について（人口動態調査 / 人口動態統計 確定数 保管統計表（報告書非掲載表） 出生参照）

出産時妊娠年齢別出生児数（2018）



※ 妊娠期間不詳が202件あった。

出産時妊娠齢別出生児数（2019）



※ 満48週以上が1件、妊娠期間不詳が192件あった。

第4 産婦人科医療と産婦人科医師の動向

- 医療水準の向上による早産児の予後の改善がめざましい。
 成育限界が向上したことにより、流産の定義（中絶可能域）が24週（168日）未満から22週（154日）未満に変更された。
 なお、22週未満で出生する場合もあるが、その場合の生存率は高いとはいえない状況である。
- 産婦人科医は、できるだけ「正期産」となるよう努力・操作する傾向がある。
 過期産を避けるための「駆け込み分娩・帝王切開」（早産と異なり人為的操作可能）

第5 性交渉から出生までの期間について

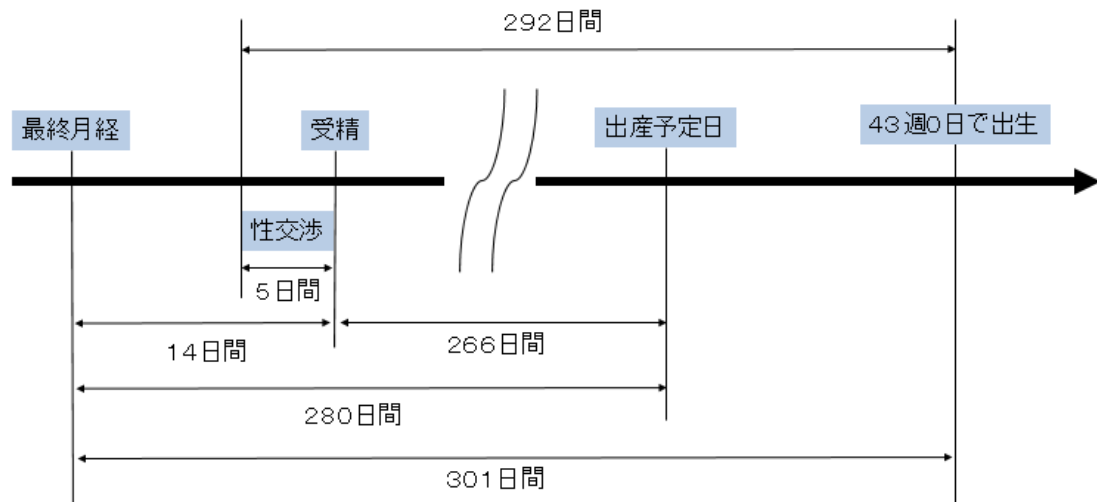
分娩週数と出生数の統計を見ると、わずかではあるが分娩週数43週（301日～307日）で出生する子もいる。これは、第1の3の問題点を考慮しても、現実に存在するものと考えられる。

そして、妊娠齢のうち、最終月経からの2週間は受精をしていないと想定されているが、射精された精子は子宮内で数日間（約5日間）受精機能を有していることからすると、受精の約5日前の性交渉でも妊娠の可能性はある。

そうすると、例えば、43週0日で出生した場合は、最長で性交渉から292日後に出生したこととなる（ $301 - 14 + 5 = 292$ ）。統計に示された43週の分娩が43週6日であった場合は、最長で性交渉から298日後の出生となる（ $307 - 14 + 5 = 298$ ）。

以上を踏まえると、性交渉から300日という期間があれば、その性交渉により受精・着床して出生した子をほぼ全て捕捉することができるものと考えられる。

43週0日で出生した場合のイメージ



以 上

久具先生の経歴

1982 年：東京大学医学部卒業

1982 年～：東京大学医学部附属病院，およびその関連病院の産婦人科に勤務

1993～1995 年：米国ジョンズ・ホプキンス大学に留学

1995 年～：東京大学講師，東邦大学教授

2014 年～：東京都立墨東病院産婦人科

2005 年～：日本産科婦人科学会倫理委員会委員

(2009～2017 年) 副委員長

2006～2008 年：日本学術会議「生殖補助医療の在り方検討委員会」委員（幹事）

対外報告「代理懐胎を中心とする生殖補助医療の課題—社会的合意に向けて—」

現在：日本学術会議連携会員，法学委員会生殖補助医療と法分科会に所属

著書：『近未来の〈子づくり〉を考える—不妊治療のゆくえ』（春秋社）2021/2

なお，2007 年には，離婚後 300 日以内に生まれた子について，離婚後に懐胎したことを証明する医師の証明書を作成するための手引きを作成した。